

羽曳野市空家バンク制度実施要綱

制定 平成30年3月30日

改正 令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家、空店舗、空地及び空室等(以下「空家等」という。)の有効活用を通して、良好な住環境の確保を図り、地域の活性化及び地域コミュニティの維持に繋がる魅力あるまちづくりに寄与するとともに、本市への移住又は定住を促進するため、空家等に関する情報を提供する羽曳野市空家バンク制度(以下「空家バンク」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 主に居住を目的として市内に建築された戸建住宅及び店舗付住宅等であって、現に居住又は使用していない(近く居住又は使用しなくなる予定のものを含む。)個人又は法人が所有する建物及びその敷地をいう。
- (2) 空店舗 主に商工業を営むことを目的として市内に建築された店舗等であって、現に使用していない(近く使用しなくなる予定のものを含む。)個人又は法人が所有する建物及びその敷地をいう。
- (3) 空地 主に居住又は商工業を営むことを目的として建物を建築することができる市内の土地であって、現に使用していない(近く使用しなくなる予定のものを含む。)個人又は法人が所有する土地をいう。
- (4) 空室 主に居住を目的として市内に建築された共同住宅等であって、現に居住又は使用していない(近く居住又は使用しなくなる予定のものを含む。)個人又は法人が所有する部屋をいう。
- (5) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により、当該空家等の売却又は賃貸等を行うことができる権利を有する者をいう。
- (6) 利用希望者 空家等の購入又は賃借等を希望する者をいう。
- (7) 空家バンク 空家等の売却又は賃貸等を希望する所有者等からの申込みを受け

た情報を利用希望者に対し提供する仕組み及び利用希望者が購入又は賃借等を希望する空家等の情報を所有者等に対し提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンクに登録された空家等について、空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

2 市長は、空家等に係る売買又は賃貸借の交渉及び契約(以下「契約等」という。)については、直接これに関与しない。

3 契約等に関する一切の疑義及び紛争については、当事者間で解決しなければならない。

(空家等の登録の申込み)

第4条 空家バンクに空家等の登録を希望する所有者等は、空家バンク登録申込書(様式第1号)及び空家バンク登録カード(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(空家等の登録の通知等)

第5条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、その内容等を確認の上、登録が適切であると認めるときは、空家バンク登録台帳(様式第3号。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは登録を行わないものとする。

(1) 第2条第1号から第4号までの規定に該当しないとき

(2) 第2条第5号の規定に該当しない者からの申込みによるとき

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は羽曳野市暴力団排除条例(平成24年羽曳野市条例第17号)に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が空家バンクへの登録が適当でないとき

2 市長は、前項の登録台帳への登録をしたときは、空家バンク登録台帳登録通知書(様式第4号)により、所有者等に通知するものとする。

3 第1項による登録台帳への登録の期間は、登録の日から起算して2年間(以下「登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。

4 市長は、第1項の登録台帳への登録を行わないことを決定したときは、空家バンク

登録台帳非登録通知書(様式第5号)により、所有者等に通知するものとする。

5 市長は、第1項の登録に際し、必要に応じて空家等の現地確認を行うものとする。

(登録台帳の登録事項の変更の届出)

第6条 前条第2項の規定による登録台帳への登録の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空家バンク登録内容変更届出書(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(登録台帳の登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定による登録台帳に登録した情報を取り消すとともに、空家バンク登録取消通知書(様式第7号)により、当該登録者に通知するものとする。

(1) 登録台帳に登録した空家等の売買又は賃貸借等の契約が成立したとき

(2) 登録期間が経過したとき

(3) 登録者から空家バンク登録取消申出書(様式第8号)の提出があったとき

(4) 登録内容に虚偽があったとき

(5) 所有者等が空家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録台帳に登録されていることが不相当と認めたとき

(利用希望者の登録の申込み)

第8条 利用希望者は、空家バンク利用希望者登録申込書(様式第9号)及び空家バンク登録カードを市長に提出しなければならない。

(利用希望者の登録の通知等)

第9条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、その内容等を確認の上、登録が適切であると認めるときは、空家バンク利用希望者登録台帳(様式第10号。以下「利用希望者登録台帳」という。)に登録し、空家バンク利用希望者登録台帳登録通知書(様式第11号)により、当該申込者に通知するものとする。

2 前項による利用希望者登録台帳への登録の期間は、登録の日から起算して2年間(以下「利用希望者登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。

3 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、第1項の規定による登録を行わないものとし、空家バンク利用希望者登録台帳非登録

通知書(様式 12 号)により、当該申込者に通知するものとする。

(1) 暴力団員等である者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途に使用する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が利用希望者登録台帳への登録が不相当と認めたとき

(利用希望者登録台帳の登録事項の変更の届出)

第 10 条 前条第 1 項の規定による利用希望者登録台帳への登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空家バンク利用希望者登録内容変更届出書(様式第 13 号)により、市長に届け出なければならない。

(利用希望者登録台帳の登録の取消し)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 9 条第 1 項の規定による利用希望者登録台帳に登録した情報を取り消すとともに、空家バンク利用希望者登録取消通知書(様式第 14 号)により、当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 利用登録者が空家等の売買又は賃貸借の契約を締結したとき

(2) 利用希望者登録期間が経過したとき

(3) 利用登録者から空家バンク利用希望者登録取消申出書(様式第 15 号)の提出があったとき

(4) 登録内容に虚偽があったとき

(5) 利用登録者が空家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用希望者登録台帳への登録が不相当と認めたとき

(情報提供)

第 12 条 市長は空家バンクに登録された情報(個人情報を除く。)を、市のホームページ等に掲載するなどにより、広く周知を図り、登録者と利用登録者のマッチングを促進するための情報発信を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 空家バンクの登録者及び利用登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空家バンクから知り得る個人情報(第 7 条及び第 11 条の規定により取り消した個人情報を含む。以下同じ。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくはこの要綱に定める目的以外の目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと
- (2) 空家バンクから知り得る個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと
- (3) 空家バンクから知り得る個人情報を毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること
- (4) 空家バンクから得た個人情報を保有する必要がなくなったときは、適切に廃棄すること

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、空家バンクの運用に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。